

中小企業・個人事業主の方へ

総社市中小企業者等 物価高騰対策重点支援金

物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減を図り、安定的な
事業継続を支援するための支援金を支給します！

申請期間

令和8年

5月1日

令和8年

8月31日

この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています

対象者

以下のすべての要件を満たす中小企業者等

- ・「市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいるもの」又は「市内に事業所を有する個人事業主」
- ・令和8年4月1日時点で開業しており、今後も市内で事業を継続する意思があること
- ・市税の滞納がないこと

支給額

法人
従業員数
50人以上

30万円

法人
従業員数
50人未満

20万円

個人
事業主

10万円

※従業員数・・・令和8年4月1日時点における雇用保険の被保険者の合計数(市内事業所に勤務(常駐)するものに限る)

支援金の支給は、同一事業者(1個人、1法人)につき1回限りです。

※法人の代表者が個人事業主として別の事業を行っている場合や、別の法人の代表者となっている場合、それぞれ申請可能です。
※個人事業主として複数の事業を行っている場合は、1個人につき1回のみ申請となります。

お問い合わせ先

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号
総社市重点支援交付金対策室
受付時間 8:30~17:15 (土日祝除く)

0866-92-8246

jutenshien@city.soja.okayama.jp



詳細は裏面または総社市ホームページをご確認ください▶▶▶

中小企業者等とは

資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模の方です。

主たる業種の種類	中小企業者		うち小規模事業者
	資本金の額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	21人以上300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	6人以上100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	6人以上100人以下	
④小売業	5千万円以下	6人以上50人以下	

⚠️ 対象者の要件を満たしていても、次のいずれかに該当する方は支給対象外となります ⚠️

協同組合等の組合（企業組合、協業組合を除く）／政治団体／宗教上の組織又は団体／風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業等を行うもの／みなし大企業／暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの 等

必要書類

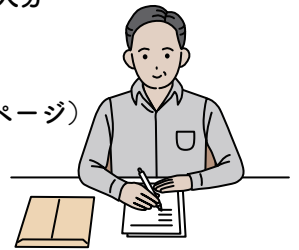
必要事項を記載した申請書に加えて、次の書類が必要となります。

法人

- ①前事業年度の確定申告書類の写し（別表1（1枚目）・法人事業概況説明書（両面））
- ②法人名義の口座通帳の写し
- ③事業所が総社市内にあることがわかる書類の写し（開業届、営業許可書、賃貸借契約書 等）
※①の書類で事業所所在地が総社市内にあることが確認できる場合は不要です。
- ④従業員数が50人以上の場合、以下のア又はイ（従業員50人分）
ア 市内に勤務（常駐）する従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
イ ハローワークで請求できる「適用事業所台帳異動状況」、「適用事業所別被保険者台帳」
- ⑤総社市外に事業所がある場合、総社市内に従業員が勤務（常駐）することがわかる書類
総社市内の従業員の労働条件通知書、労働者名簿（賃金台帳）等
※従業員数50人以上で申請の場合は50人分、50人未満の場合は1人分

個人事業主

- ①令和7年分の確定申告書類の写し
【青色申告者】 所得税確定申告書第一表・所得税青色申告決算書（1、2ページ）
【白色申告者】 所得税確定申告書第一表・収支内訳書
【確定申告の義務がない方】 令和8年度市民税・県民税申告書
- ②申請者名義の口座通帳の写し
- ③本人確認書類の写し 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（おもて面） 等
※上記書類で事業実態や事業所所在地が確認できない場合等、別途書類を提出していただく場合があります。



申請書類の入手方法・提出方法

入手方法

総合案内（市役所1階）、重点支援交付金対策室（市役所6階604号室）、総社商工会議所、総社吉備路商工会等で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

提出方法

- ・総社商工会議所会員の方は、総社商工会議所へ提出してください。
- ・総社吉備路商工会会員の方は、総社吉備路商工会（本部・昭和・清音）へ提出してください。
- ・上記以外の方は、総社市役所へ提出（郵送可）してください。
窓口による提出の場合は、申請書類一式を封筒に入れ、封をした上で市役所1階総合案内前に設置の受付BOXへ投函又は、6階重点支援交付金対策室へ提出してください。（宿直への提出も可能です）